

平成 29 年 5 月 30 日

一般財団法人 日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター

～ 改正個人情報保護法が 5/30 いよいよ全面施行 ～

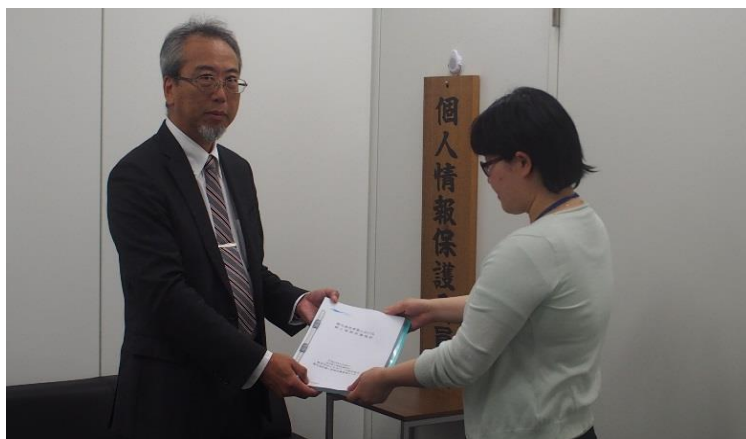
電気通信事業における業界指針をいち早く 個人情報保護委員会に提出し、支援活動を開始！

電気通信事業における個人情報保護指針」を個人情報保護委員会に 5/30 提出

5 月 30 日、改正個人情報保護法全面施行に併せて、一般財団法人日本データ通信協会（理事長：酒井 善則）は、全国約 18,000 社の電気通信事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に資するよう、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体「電気通信個人情報保護推進センター」として、「電気通信事業における個人情報保護指針」(概要:別添 1)を、個人情報保護委員会に提出しました。本指針は、個人情報保護委員会において公表されることとなります。

「電気通信個人情報保護推進センター」は、平成 17 年 4 月、総務大臣及び経済産業大臣より、電気通信事業分野の「認定個人情報保護団体」の認定を受け、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の協力を得て、当協会内に開設されました。開設以来、一般消費者からの苦情の処理、電気通信事業者に向けた各種情報提供、「電気通信事業における個人情報保護指針」の作成・公表を行ってきました。

改正個人情報保護法は、認定個人情報保護団体が対象事業者に個人情報保護指針を遵守させるために必要な指導、勧告その他の措置をとるよう定めていますが、今回「電気通信個人情報保護推進



センター」が認定個人情報保護団体として個人情報保護委員会に提出した指針は、改正個人情報保護法の全面施行に併せて内容を全面的に見直しており、改正個人情報保護法や総務省が策定した「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」(総務省告示第 152 号)及びその解説の趣旨に沿って策定されています。

また、改正個人情報保護法においては、これまで法による規制の対象外であった保有する個人情報の数が 5,000 以下の事業者の方々にも、法に基づく安全管理措置等の各種義務や罰則が課せられることとなりましたが、新たに法に基づく規制の対象となる小規模の事業者の中には、専門知識を有する人材の確保が難しく、改正個人情報保護法に基づく各種義務への対応準備が整っていないといった不安を抱える事業者も想定されます。

そこで、「電気通信個人情報保護推進センター」としては、小規模の電気通信事業者における個人情報保護の取組みを支援すべく、サービスの充実を図る施策を展開していく予定です。個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体である「電気通信個人情報保護推進センター」が電気通信事業分野における個人情報保護の中心的な役割を果たしていけるよう、改正個人情報保護法の全面施行に併せていち早く業界指針を策定したことは、電気通信事業分野における個人情報の適正な取扱い実現に向けた支援対応強化施策の一環でもあります。

【電気通信個人情報保護推進センターにおいて、29 年度に実施する主な施策】

○ 改正個人情報保護法全国説明会の開催（5 月～7 月）

総合通信局及び沖縄総合通信事務所との共催等により、全国 11 都市において改正個人情報保護法に関する無料説明会を開催します。東京会場は 5 月 11 日に開催済みです。

○ 個人情報保護対策支援サービスの実施

改正個人情報保護法に基づく各種義務への対応を支援すべく、電気通信事業者の方々用の相談窓口を設置します。

○ 「電気通信事業における個人情報保護指針」冊子の進呈

電気通信事業者が個人情報を取り扱う上で遵守すべき総務省が策定した「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の解説等が盛り込まれています。

○ メールマガジンの配信

改正個人情報保護法の解説、各種事例（ベストプラクティスや事故事例）の紹介等、個人情報の適正な取扱いの確保のために役立つ情報を配信します。

■ 本件に関するお問い合わせ先：

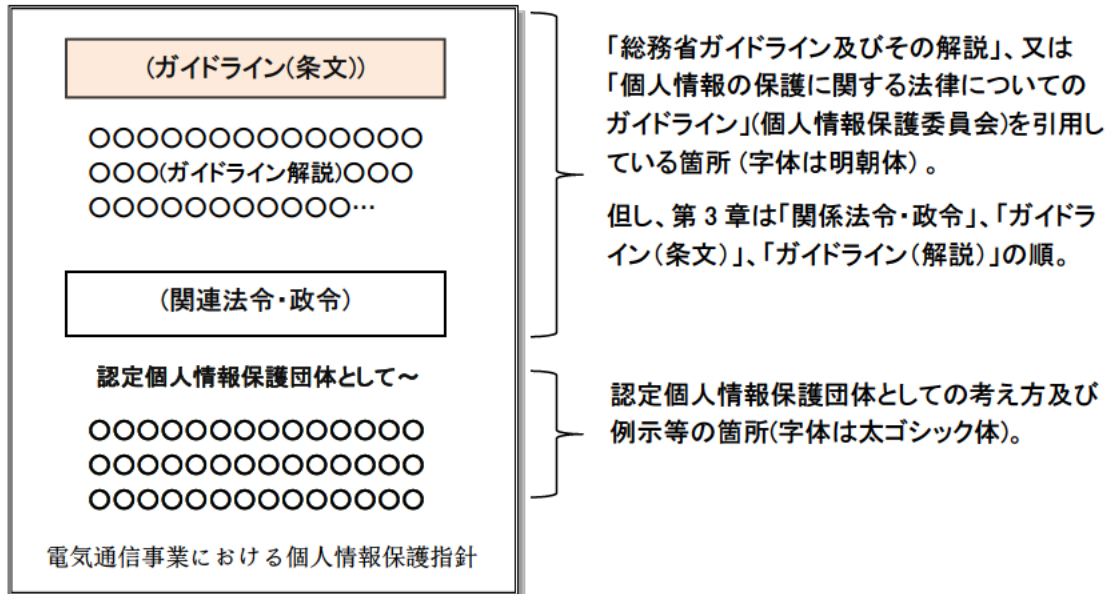
一般財団法人日本データ通信協会 電気通信個人情報保護推進センター

電話：03-5907-3808（平日 9 時～12 時、13 時～17 時）

<http://www.dekyo.or.jp/kojinjyoho/>

■「電気通信事業における個人情報保護指針」の概要

<同指針の構成>



1. 目的及び適用対象

1-1 目的

1-2 適用対象(第2条第1項関係)

1-3 適用関係(第2条第2項、第3項関係)

2. 定義

2-1 電気通信事業者等(ガイドライン第3条関係)

2-2 個人情報

2-3 個人識別符号(法第2条第2項関係)

2-4 要配慮個人情報(法第2条第3項関係)

2-5 個人情報データベース等(法第2条第4項関係)

2-6 個人情報取扱事業者(法第2条第5項関係)

2-7 個人データ(法第2条第6項関係)

2-8 保有個人データ(法第2条第7項関係)

2-9 匿名加工情報(法第2条第9項関係)

2-10 匿名加工情報取扱事業者(法第2条第10項関係)

2-11 「本人に通知」

2-12 「公表」

2-13 「本人の同意」

2-14 「提供」

3. 電気通信事業者の義務（ガイドライン第 2 章関係）
 - 3-1 個人情報の利用目的（第 4 条～第 5 条、第 8 条第 3 項関係）
 - 3-2 個人情報の取得（ガイドライン第 6 条～第 8 条関係）
 - 3-3 個人データの管理（ガイドライン第 9 条～第 13 条関係）
 - 3-4 プライバシーポリシー（ガイドライン第 14 条関係）
 - 3-5 個人データの第三者への提供（ガイドライン第 15 条～第 18 条関係）
 - 3-6 保有個人データに関する事項の公表等、保有個人データの開示・訂正等・利用停止等（ガイドライン第 19 条～第 26 条関係）
 - 3-7 個人情報の取扱いに関する苦情処理（ガイドライン第 27 条関係）
 - 3-8 匿名加工情報取扱事業者等の義務（ガイドライン第 28 条～第 31 条関係）
4. 漏えい等の事案が発生した場合等の対応
 - 4-1 対象とする事案
 - 4-2 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置
 - 4-3 報告を要しない場合
5. 指導、勧告その他の措置(法第 53 条)
6. 各種情報の取扱い（ガイドライン第 3 章関係）
 - 6-1 通信履歴の記録（ガイドライン第 32 条関係）
 - 6-2 利用明細（ガイドライン第 33 条関係）
 - 6-3 発信者情報（ガイドライン第 34 条関係）
 - 6-4 位置情報（ガイドライン第 35 条関係）
 - 6-5 不払い者等情報の交換(ガイドライン第 36 条関係)
 - 6-6 迷惑メール等送信に係る加入者情報（ガイドライン第 37 条関係）
 - 6-7 電話番号情報（ガイドライン第 38 条関係）
7. 指針の見直し
8. 別添 各種様式の見本
 - 8-1 様式例① 個人情報の利用目的通知申請書（例）
 - 8-2 様式例② 個人情報の利用目的の回答書（例）
 - 8-3 様式例③ 個人情報の開示申請書（例）
 - 8-4 様式例④ 個人情報の開示についてのお知らせ（例）
 - 8-5 様式例⑤ 個人情報の開示及び一部非開示についてのお知らせ（例）
 - 8-6 様式例⑥ 個人情報の非開示についてのお知らせ（例）
 - 8-7 様式例⑦ 個人情報の訂正・追加・削除申請書（例）
 - 8-8 様式例⑧ 個人情報の訂正・追加・削除申請書（例）
 - 8-9 様式例⑨ 個人情報の第三者提供停止申請書（例）
 - 8-10 様式例⑩ 個人情報の訂正等措置回答書（例）
 - 8-11 様式例⑪ 委任状（例）
 - 8-12 様式例⑫ 個人情報 漏えい事案報告書(雛形)